

# 男性の育児休業取得状況について

2025年6月13日

育児介護休業法の改正により、常時雇用する労働者が300人超の企業は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられています。〈2025年4月1日施行〉

当社では、多様な働き方の一環として、ライフイベント時のフォローを行い、育児休業取得率の向上を目指しております。

・公表事業年度	2025年度
・公表対象期間	2024年4月1日～2025年3月31日（公表事業年度の直前の事業年度）
・男性労働者の 育児休業等の取得割合	100% $\frac{\text{2024年度中に育児休業等を取得した男性労働者の数}}{\text{2024年度中に配偶者が出産した男性労働者の数}}$

育児休業等：育児・介護休業法第2条第1号に規程する育児休業（産後パパ育休を含む）